

給与・定員など

人事行政を公表します



町職員の給与や定員は、国や他の地方公共団体などの均衡を考慮して、町議会の議決を経て条例で定められています。

前年度（令和3年度）の人事行政の運営状況について公表します。

■ 問い合わせ 総務課庶務係 ☎74-3131

1. 人件費の状況（普通会計決算）

住民基本台帳人口(3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	2年度の人件費率
12,881人	66億6,940万円	3億1,320万円	10億9,037万円	16.3%	13.9%

2. 職員給与費の状況（普通会計決算）

職員数A	給与費				1人当たりの給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
(3年度) 95人	3億3,275万円	5,588万円	1億3,301万円	5億2,164万円	549万円
(2年度) 95人	3億2,985万円	5,200万円	1億3,267万円	5億1,452万円	542万円

③職員数は特別会計の職員を除き、職員手当には退職手当を含みません。

3. 職員の平均給与月額、平均年齢の状況（一般行政職）（令和3年4月1日現在）

区分	一般行政職	技能労務職
甘楽町	296,400円 (39.5歳)	275,200円 (43.9歳)

4. 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分	甘楽町	国	
一般行政職	大学卒	182,200円	182,200円 (II種)
	高校卒	150,600円	150,600円

5. 職員の経験年数別・学歴別平均給与月額状況

区分	経験10年以上15年未満	経験15年以上20年未満	経験20年以上25年未満	
一般行政職	大学卒	263,200円	305,400円	360,900円
	高校卒	—	—	320,500円

6. 一般行政職の級別職員数等の状況（令和3年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職務の内容	主事補主事	主事	主任	主査係長	補佐	課長
職員数(人)	12	19	15	13	9	9
構成比(%)	15.6	24.6	19.5	16.9	11.7	11.7
1年前の構成比(%)	14.5	25.0	18.4	15.8	14.5	11.8

④甘楽町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

7. 定員管理の状況

①部門別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

部門	職員数		対前年増減数	主な部門
	R2	R3		
一般行政	70人	73人	+3	議会、総務、税務、農水、商工、土木、民生、衛生
特別行政	22人	22人	0	教育
公営企業など会計部門	21人	21人	0	水道、下水道、その他
合計	113人	116人	+3	条例定数は139

⑤職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者などを含みます。

②定数管理の年次別状況（過去5年推移）

H30	R元	R2	R3	R4
114人	111人	113人	116人	114人

8. 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（一般職員）

区分	甘楽町		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	2.55月分	1.90月分	2.55月分	1.90月分

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度
自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分
勸奨・定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分

(3) 特別職の報酬等の状況

区分	給与月額	期末手当	区分	報酬月額	期末手当
町長	722,000円	4.30月分	議長	290,000円	4.30月分
副町長	584,000円		副議長	225,000円	
教育長	546,000円		議員	210,000円	

9. 職員数の状況（令和4年度採用・3年度退職）

区分	試験採用	再任用	定年退職	勸奨退職	再任用退職	普通退職	死亡退職
人数	2人	2人	4人	0人	0人	1人	0人

10. 職員の人事評価の状況

評価の種類	対象者	実施時期
業績評価	全職員	令和3年9月/令和4年3月
能力評価	全職員	令和4年3月

環境保健協会

からのお知らせ

vol.155



犬・猫のマイクロチップ装着が義務化

「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、令和4年6月1日からペットショップなどで販売される犬・猫について、マイクロチップの装着が義務化されました。すでに自宅で飼っている犬・猫へのマイクロチップの装着は、飼い主の努力義務となります。

▶詳しくは、町ホームページをご覧ください



犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法により登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。町では春と秋に集合注射を実施しています。動物病院でも個別注射を受けられますので、動物病院にご相談ください。

▶詳しくは、町ホームページをご覧ください



こんなときは手続きが必要です

- 犬を譲渡したとき
- 新たに犬を飼い始めたとき
- 富岡甘楽獣医師以外で狂犬病予防注射をしたとき
- 犬が死亡、行方不明になったとき

■ 問い合わせ 住民課環境係 ☎64-8315